様式第８号（別紙３）（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 作成者氏名 |  |
| 作成者連絡先 |  |

関川村地域脱炭素移行・再エネ推進補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【太陽光発電設備】

【基本情報】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 関川村大字 | | | | | |
| 完成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 発電量(※) |  | | | | | ｋW |
| 設備費 |  | | | | | 円 |
| サービス料総額 | 補助金控除前(A) | |  | | | 円 |
| 補助金控除後(B) | |  | | | 円 |
| 差引(＝B-A) | |  | | | 円 |
| 補助金申請金額 |  | | | | | 円 |

※　太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコ

ンディショナーの定格規格の合計値の低い方とする。

【チェックリスト】

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 |
| □ | FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 |
| □ | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 |
| □ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。 |
| □ | 地域住民や村と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 |
| □ | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 |
| □ | 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 |
| □ | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。  詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 |
| □ | 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 |
| □ | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 |
| □ | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 |
| □ | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 |
| □ | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 |
| □ | 交付対象設備を処分する際は、関係法令（村条例を含む。）の規定を遵守すること。 |
| □ | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 |
| □ | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 |
| □ | PPAの場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 |
| □ | 次のいずれかを満たすこと。   * 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：５０%、家庭用：３０％）以上とすること。  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 再エネ発電設備で  発電して消費した電力量 |  | 再エネ発電設備で  発電する電力量 |  | 割合 | |  | ÷ |  | ＝ |  |  * 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 * 本事業により導入した再エネ発電設備（※１）で発電した電力を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※２）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。   　※１　当該脱炭素先行地域で合計2MW未満とする。ただし、需要家が地方公共団体である場合は、当該地方公共団体が契約主体となる脱炭素先行地域内の需要地（当該再エネ発電設備を導入する市区町村内に限る）の需要を満たす範囲において対象とすることができる。また、上記地方公共団体の需要を除き、個人の需要が50％以上を占める場合には、合計4MW未満とする。  　※２　発電量の30%以内とする。 |
| □ | ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業　新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。 |
| □ | 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業　新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業））」を参考にすること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |

　このほか、PPA契約書（リース契約含む）の写し及び、施工前後の写真を添付すること。